

健発0204第13号
平成28年2月4日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)を示しているところであるが、今般、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方お願いします。

胃がん・乳がん検診に関する 指針の改正について

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課



がん検診のあり方に関する検討会中間報告書 ～乳がん検診及び胃がん検診の検診項目等について(抜粋)～

平成27年9月29日付けで、下記のように中間報告書の取りまとめを行った。

【乳がん検診について】

○検診方法

- ・マンモグラフィによる検診を原則とする。
- ・視触診については推奨しない。
仮に視触診を実施する場合は、マンモグラフィと併用する。
- ・超音波検査については、死亡率減少効果や検診の実施体制等について、引き続き検証していく必要がある。

○対象年齢は40歳以上

○検診間隔は2年に1度

【胃がん検診について】

○検診方法

- ・胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査とする。
- ・ペプシノゲン検査及びヘリコバクター・ピロリ抗体検査については、死亡率減少効果のエビデンスが十分ではないため、引き続き検証を行っていく必要がある。

○対象年齢は50歳以上

ただし、当分の間、40歳代の者に対して胃部エックス線検査を実施しても差し支えない。

○検診間隔は2年に1度

ただし、当分の間、胃部エックス線検査に関しては逐年実施としても差し支えない。

市町村のがん検診の項目について（平成28年4月1日以降）

厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添。平成28年2月4日付けで一部改正）を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

指針で定めるがん検診の内容

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	50歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳代に対し実施可	2年に1回 ※当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん検診	質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ) ※視診、触診は推奨しない	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回